

まつぶし緑の丘公園 スポンサー花壇実施要領

(趣旨)

第1条

この要領は、まつぶし緑の丘公園スポンサー花壇実施要綱第12条の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条

まつぶし緑の丘公園(以下、「公園」という。)内のビューポイントとしての花壇等をスポンサー花壇とする。

(スポンサーへの募集案内)

第3条

- (1) 募集期間は通年とする。
- (2) 募集するときは花壇の場所とイメージ写真を示すものとする。
- (3) スポンサー花壇の空き状況によっては募集しないことがある。
(対象とならないスポンサー)

第4条

次の各号に該当するものはスポンサーの対象から除外する。

- (1) 政治団体、宗教団体等やこれに類するもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び同条第6号に規定する暴力団員又は松伏町暴力団排除条例(平成24年9月25日条例第15号)第3条第2号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 公職の候補者(当該候補者になろうとする者及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者を含む。)を推薦若しくは支持する者又は反対する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)において、第2条各号の適用を受ける業種及び類似するものを営む者
- (5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業及び類似するものを営む者
- (6) 賭博又はギャンブルに係る者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為に係る者
- (8) 各種法令に違反している者
- (9) 松伏町町税の滞納がある者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当でないと認める当でないと認めるもの

(協賛金の取扱い)

第5条

- (1) 協賛金の額については別表のとおりとする。
 - (2) 年度途中で協賛した場合の協賛金については月割りにすることができる。
 - (3) 協賛金は、松伏町への寄附金として公園の維持管理等に活用する。
 - (4) 既納の協賛金は、返還しない。
- (スポンサー看板)

第6条

- (1) スポンサー看板(以下、「看板」という。)の仕様については、1花壇につき1枚とし、社名や社章(ロゴマーク)を入れる。
- (2) 看板の大きさは、スポンサー花壇の面積や立地を考慮して決定する。
- (3) 看板の設置は、協賛金の入金確認後とする。